

地域雇用開発助成金 のご案内

高知県下（東部地域、中部地域、西部地域）
で創業等をお考えの事業主の皆様へ

地域雇用開発助成金は「同意雇用開発促進地域（求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域）」において、事業所の設置・設備に伴い地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支給する助成金です。

「同意雇用開発促進地域」として平成28年9月1日から指定されていた高知県全域（東部地域、中部地域、西部地域）の指定期間は、**令和元年8月31日まで**となっています。

高知県において、地域雇用開発助成金を活用し創業等を行うことをお考えの事業主の皆様におかれましては、**令和元年8月30日（金）までに、地域雇用開発助成金計画書を管轄の公共職業安定所（ハローワーク）まで提出していただきますようお願いいたします。**

*ただし、**過疎等雇用改善地域**（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第112条第2項第1号イ（2）の規定に基づく厚生労働大臣指定地域）に該当する**宿毛市（沖の島 鶴来島の区域）、土佐清水市、四万十市（旧幡多郡西土佐村の区域）いの町（旧土佐郡本川村 旧吾川郡吾北村の区域）、大月町、三原村、黒潮町**は指定期間である**令和2年3月31日**までは当該助成金の利用は可能です。

*詳細、ご不明な点等については、各ハローワーク、高知労働局までお問い合わせください。

【お問合せ先】ハローワーク高知（雇用サービス部門）

TEL 088-878-5328

ハローワーク須崎

TEL 0889-42-2566

ハローワーク四万十

TEL 0880-34-1155

ハローワーク安芸

TEL 0887-34-2111

高知労働局職業安定部 職業対策課

TEL 088-885-6052

